第 6469 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2020年)令和2年 6月 29日 月曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

新型コロナウィルス関連の助成金等

Ｑ：新型コロナウィルス関連の助成金は、どのような取扱いになりますか？

Ａ：次のような取扱いになります。

【解説】

新型コロナウィルスに関連して、国や地方公共団体から支給される主な助成金等は、次のような取り扱いになっています。

① 非課税となるもの
- 特別定額給付金
- 子育て世帯への臨時特別給付金
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券
- 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成
- 雇用保険の失業等給付
- 生活保護の保護金品
- 被災者生活再建支援金
- 子育て世帯臨時特例給付金
- 東京都認証保育所の保育料助成金

② 課税となるもの
- 小学校休業等対応助成金
- 小学校休業等対応支援金
- 雇用調整助成金
- 持続化給付金
- 東京都の感染拡大防止協力金
- すまい給付金
- 地域振興券
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券（通常時のもの）
- 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成（通常時のもの）

【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】